教育公報

三重県教育委員会

~~~	~~~~~			······· 次	-	~~~	~~~~	~~~~	****	~~~
訓お知り	5せ 公 公	重県教育委員会事務局事 立学校職員の勤務時間、 立学校職員の退職手当に 重県立高等学校条例の一	休暇等に関する規則 関する条例等の一部	の一部で	対正 する条例			人材政策 給 与 チ	チーム	5 頁 5 頁
			訓	令	_					
<u>:</u> ≡1	平成15年12月 三重県教育	委員会事務局事務決裁及 会事務局事務決裁及び委	三重! なび委任規程の一部	県教育委 牧正する	員会教育	育長			伸 焚	7
18	公立学校教 職員の任免 に関する事	県立学校教職員の任								
務		(1) 教諭、助教諭、 助教諭、講師(常 実習助手、寮母、 職員、学校司書が に係るもの(上記 課長補佐級以上に	勤の者に限る。)、							
		(2) 現業職員に係る 用職員を除く。)	5もの(臨時的任							

職員、学校司書及び学校栄養職員 に係るもの(上記のうち、本庁の 課長補佐級以上に相当するものを 除く。以下「一般教職員」という。)				
(2) 現業職員に係るもの (臨時的任 用職員を除く。)				
(3) 臨時的任用職員(単純な労務に 従事する職員を除く。)に係るもの				
2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条の規定による市町村立小中学校の県費負担教職員の任免				
(1) 一般教職員に係るもの				
ア 採用方針の決定				

		イ 採用						
		ウ ア及びイ以外のもの						各教育事 務所
		(2) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条の規定による臨時的任用職員に係るもの						各教育事務所
		(3) 臨時的任用職員 (前号に掲げる 臨時的任用職員を除く。) に係るもの						
		(4) 非常勤講師及び事務嘱託員に係るもの						
を 「			,	, 1	'	•	•	
18	公立学校教 職員の任免 に関する事	1 地方公務員法第6条の規定による 県立学校教職員の任免						
	務	(1) 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常勤の者に限る。)、実習助手、寮母、事務職員、技術職員、学校司書及び学校栄養職員に係るもの(上記のうち、本庁の課長補佐級以上に相当するものを除く。以下「一般教職員」という。)						
		(2) 現業職員に係るもの (臨時的任用職員を除く。)						
		(3) 臨時的任用職員 (単純な労務に 従事する職員を除く。) に係るもの						
		2 地方教育行政の組織及び運営に関 する法律第37条の規定による市町村 立小中学校の県費負担教職員の任免						
		(1) 一般教職員に係るもの						
		ア 採用方針の決定						
		イ 採用						
		ウ ア及びイ以外のもの						各教育 <b>事</b> 務所

(2) 教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号) の適用を受ける臨時的任用職員及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号) 第3条の規定による臨時的任用職員に係るもの				各教育事 務所
(3) 前号に掲げる以外の臨時的任用 職員に係るもの				
(4) 非常勤講師及び事務嘱託員に係るもの				各教育事 務所

に改める。

別表第2(5)の表中、

Γ

1 法第2条第1項ただし書の規定による承認			
(1) 県立学校教職員に係るもの			
(2) 小中学校教職員に係るもの			各教育事 務所
2 法第2条第2項の規定による承認			
(1) 県立学校教職員に係るもの			
(2) 小中学校教職員に係るもの			各教育事 務所
3 法第3条第1項の規定による期間 延長の承認			
(1) 県立学校教職員に係るもの			
(2) 小中学校教職員に係るもの			各教育事 務所
4 法第5条第2項の規定による承認 の取消			
(1) 県立学校教職員に係るもの			
(2) 小中学校教職員に係るもの			各教育事 務所
5 法第6条の規定による臨時的任用 職員の任免			

		6 県立学校教職員にかかる法第19条 の規定による部分休業の承認				
を 「						ı
25	地方公務員 の育児休業 等に関する	1 法第2条第1項ただし書の規定に よる承認				
	法律(平成3年法律第	(1) 県立学校教職員に係るもの				
	110号) の 施行に関す る事務	(2) 小中学校教職員に係るもの				各教育事 務所
	V 7-17	2 法第2条第2項の規定による承認				
		(1) 県立学校教職員に係るもの				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				各教育事 務所
		3 法第3条第1項の規定による期間 延長の承認				
		(1) 県立学校教職員に係るもの				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				各教育事 務所
		4 法第5条第2項の規定による承認 の取消				
		(1) 県立学校教職員に係るもの				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				各教育事 務所
		5 法第6条の規定による臨時的任用 職員の任免				
		(1) 県立学校教職員に係るもの				
		(2) 小中学校教職員に係るもの				各教育事 務所
		6 県立学校教職員にかかる法第19条 の規定による部分休業の承認				
に改	める。 附 則		1		•	J

1

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

## お 知 ら せ

平成15年12月19日付け三重県公報第1533号により公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則第8号)、並びに、平成15年12月24日付け三重県公報号外により公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (三重県条例第62号)及び三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 (三重県条例第63号)が、次のように公布されました。

布します。条例第二号)の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公条例第二号)の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県

平成十五年十二月十九日

三重県教育委員会委員長作 野史 朗三重県人事委員会委員長 渡辺 八 壽子

三重県教育委員会規則第八号三重県人事委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年」三重県教育委員会規則第四号)の一部を次のように三重県人事委員会規則

改正する。

第十二条第十二号中「小学校」を「中学校」に改める。

高速

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

平成十五年十二月二十四日公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

三重県知事 野 日 昭 彦

三重県条例第六十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

る。第一条(公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正す

度金」を「就業促進手当」に改め、同項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。条第四項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第八項中「再就職手当、常用就職支第十条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「待機日数」を「待期日数」に改め、同

四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

の三」を「第十条の四」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。第十条第十項中「又は第三号の二」を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十条

- 手当の支給があつたものとみなす。 ては、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職付 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用につい
  - 該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当
  - 日数 該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する工一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号口に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当

附則第十六項中「同法第十五条に規定する」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律

(平成十年法律第百三十六号) 附則第二条第一項の規定による解散前の」に改める。

附則第十七項中「、第六条の規定にかかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第十八項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

**に相当する給付を含む。) の支給を受けているときは、この限りでない。き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これしての在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団の職員としての在職期間を職員としての引におけるその者の退職手当の算定の基礎となる動続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員と団」という。) の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合法(平成十四年法律第百八十号) 附別第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公条第一項の規定の適用を受けた者に限る。) が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。) の職員として在職する者(同法附別による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。) の職員として任職する者(同法附別** 

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)

の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第六条並びに」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第七項中「、第五条の二及び第六条」を「及び第五条の二」に改める。

密 宝

(福作器田)

- る。 - この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す
  - びに附則第十一項及び第十二項の規定、平成十六年一月一日一年第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例附則第十七項及び第十八項の改正規定、第二条の規定並
  - 二 附則第十三項の規定 平成十七年一月一日

(然過莊圖)

- ついては、次頃から第五頃までに定めるものを除き、なお従前の例による。学校職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十条の規定による失業者の退職手当の支給に2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係る第一条の規定による改正後の公立
- の支給については、なお従前の例による。員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。) 第十条第八項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第一条の規定による改正前の公立学校職員 新条例第十条第八項第四号及び第十一項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同号に掲げる退
- る額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。た者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当す4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第十条の規定による失業者の退職手当の支給を受け
- 納付をすることの命令については、なお従前の例による。けた者と連帯して新条例第十条第十二項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額のに対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受者等(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の四第二項に規定する職業紹介事業者等をいう。)新条例第十条第十二項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業
- 「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。用保険法」とする。用保険法」という。)」と、同項第二号並びに同条第三項、第五項から第八項まで、第十一項及び第十二項中「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇定により読み替えて適用する場合を含む。)中「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)」とあるのはまでの間における旧条例第十条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分(同条第四項の規ら 前四項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日
- 三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議職した職員のうち旧条例第十条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、7 附則第二項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退

してぼめるところによる。

- して定めるところによる。号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、県委員会が人事委員会と協議促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第十条第八項第三号の二又は第四律第三十一号)附則第八条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第十条第八項第四号に掲げる就業月一日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法の、附則第二項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が平成十五年五
- す。 に旧条例第十条の規定により支払われた退職手当は、附則第八項の規定による失業者の退職手当の内払とみない。 → 平成十五年五月一日前に退職し、同日から施行日の前日までの間に職業に就いた職員に対して、当該期間内
- 分の百七」とする。いては、同項中「額は」とあるのは「額は、第六条の規定にかかわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百0一平成十六年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間における新条例附則第十七項の規定の適用につ
- 二」とあるのは「、第五条の二及び第六条」とする。則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項中「及び第五条のとあるのは「第五条の二まで及び第六条並びに」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附る場合を含む。)及び同条例附則第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第五条の二まで及び」職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第六項又は第七項において例によい。平成十六年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の公立学校
- より計算して得られる額とする。 に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勧続期間を三十五年として同条例附則第十七項の規定の例にに該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定は 当分の間、四十四年を超える期間勧続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第四条の規定
- が共同で定める規則をいう。)で定める。付 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則(県委員会及び人事委員会

_____

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十五年十二月二十四日

三重県知事 野 日 昭 彦

三重県条例第六十三号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

「一三重県立南勢高等学校 一度会郡南勢町一全日制一」を

「一三重県立南勢高等学校 一度会都南勢町一全日制

同 度会分校 度会都度会町 全日制

「三重県立伊勢実業高等学校」を「三重県立伊勢まなび高等学校」 に改める。

第 高

- **1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。**
- **行うことができる。** この条例に基づき設置される学校への人学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても
- 三重県立伊勢まなび高等学校に在学しているものとする。
  3 この条例の施行の日の前日において三重県立伊勢実業高等学校に在学している者は、この条例の施行の日に

津市広明町13番地三重県教育委員会	印 刷 有限会社第一プリント社